

令和4年度第1回石狩市環境審議会

令和4年度再エネ海域利用法に基づく 有望な区域等の整理結果等について

企画経済部次長
(企業連携推進担当)
佐々木一真



洋上風力発電事業

港湾区域内

港湾法

改正法施行：平成28年7月施行
区域指定：港湾管理者が指定
事業者決定：港湾管理者が決定
事業実施者：公募で選定された事業者

↓

<石狩湾新港港湾区域>
グリーンパワーインベストメント
事業規模：約112,000kw
(8MW×14基)
2023年冬商用運転開始予定

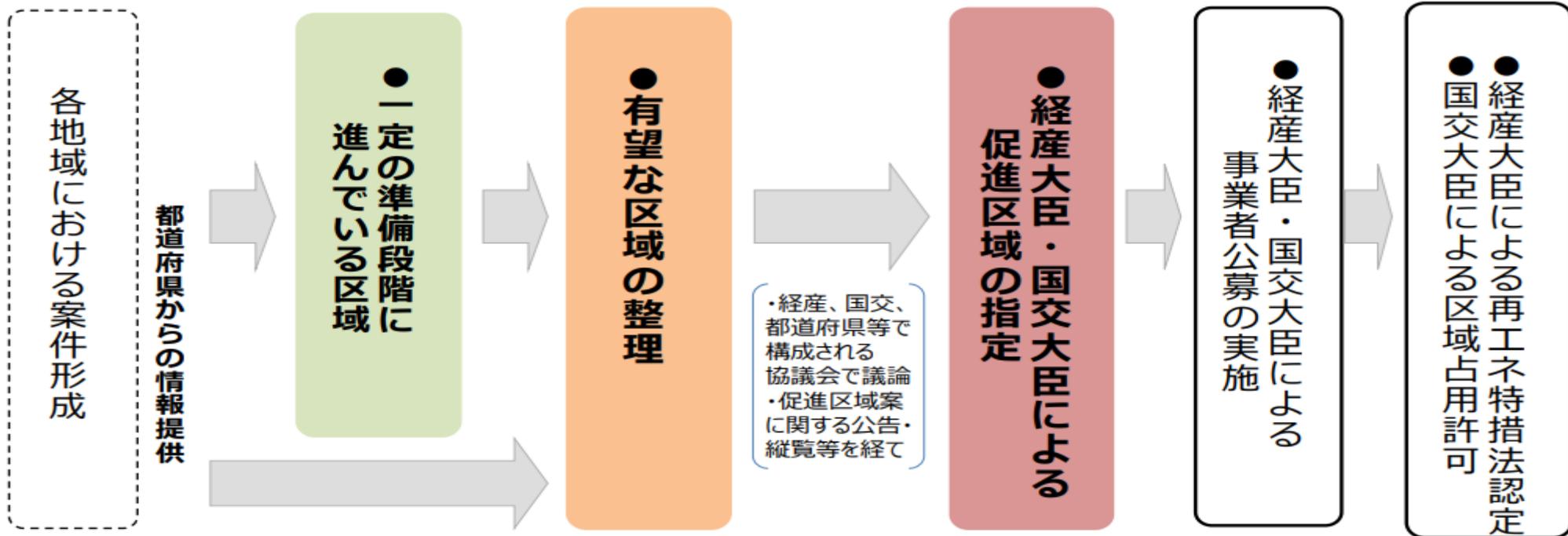
一般海域

再エネ海域利用法

法施行：平成31年4月施行
区域指定：都道府県からの情報提供に基づき
国(経産省・国交省)が指定
事業者決定：国(経産省・国交省)が決定
事業実施者：公募で選定された事業者

↓

2022年9月現在、国内24海域が手上げ
うち8海域が促進区域に指定



有望な区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

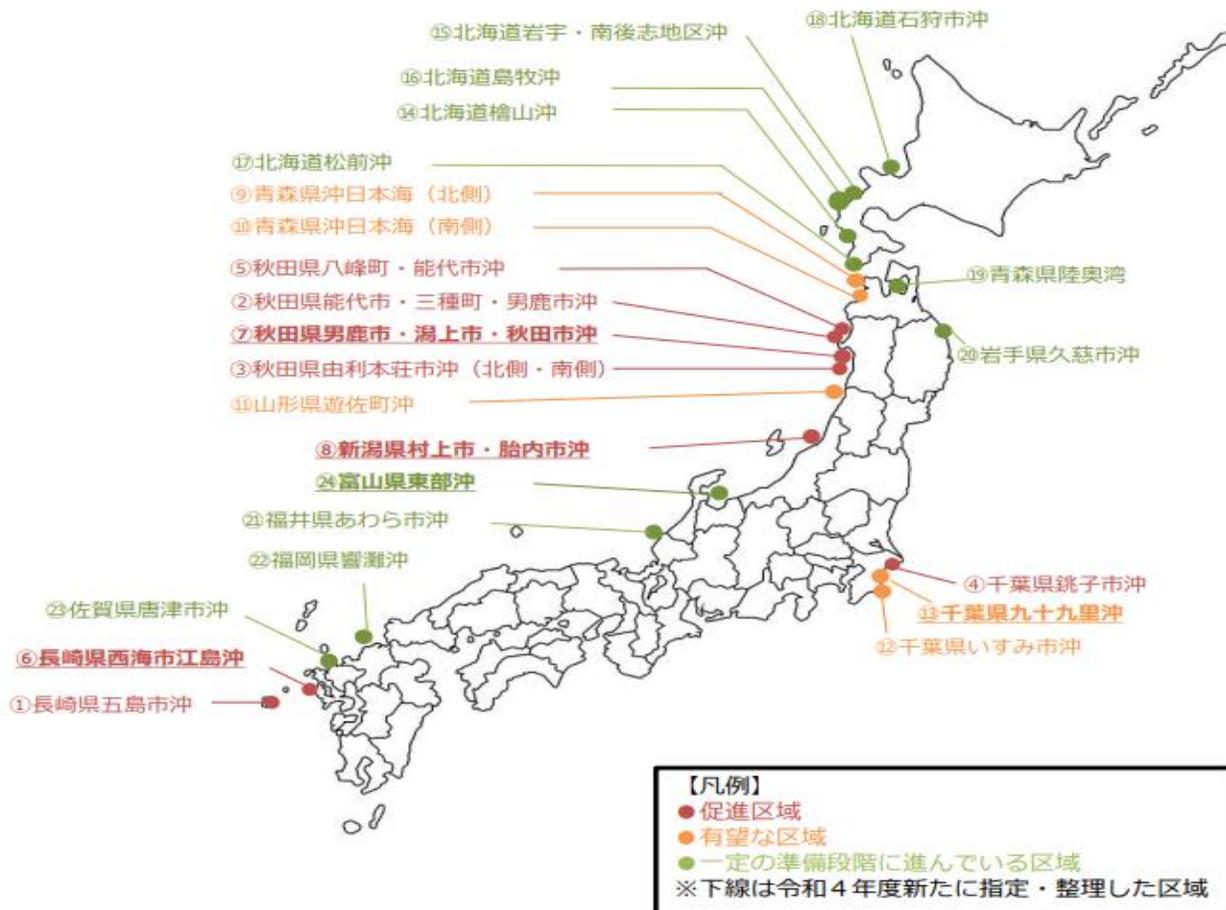
- (1) 促進区域の候補地があること
- (2) 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- (3) 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

促進区域の要件（再エネ海域利用法）

- (1) 自然的条件が適当で発電設備出力が相当程度見込まれること。
- (2) 航路等へ支障を及ぼさないこと
- (3) 港湾との一体的な利用が可能であること
- (4) 系統の確保が適切にみこまれること。
- (5) 漁業への支障を及ぼさないことが見込まれること
- (6) 他法令で指定された海域、水域（漁港区域や港湾区域、海岸保全区域等）と重複しないこと



促進区域、有望な区域等の指定・整理状況
(2022年9月30日)

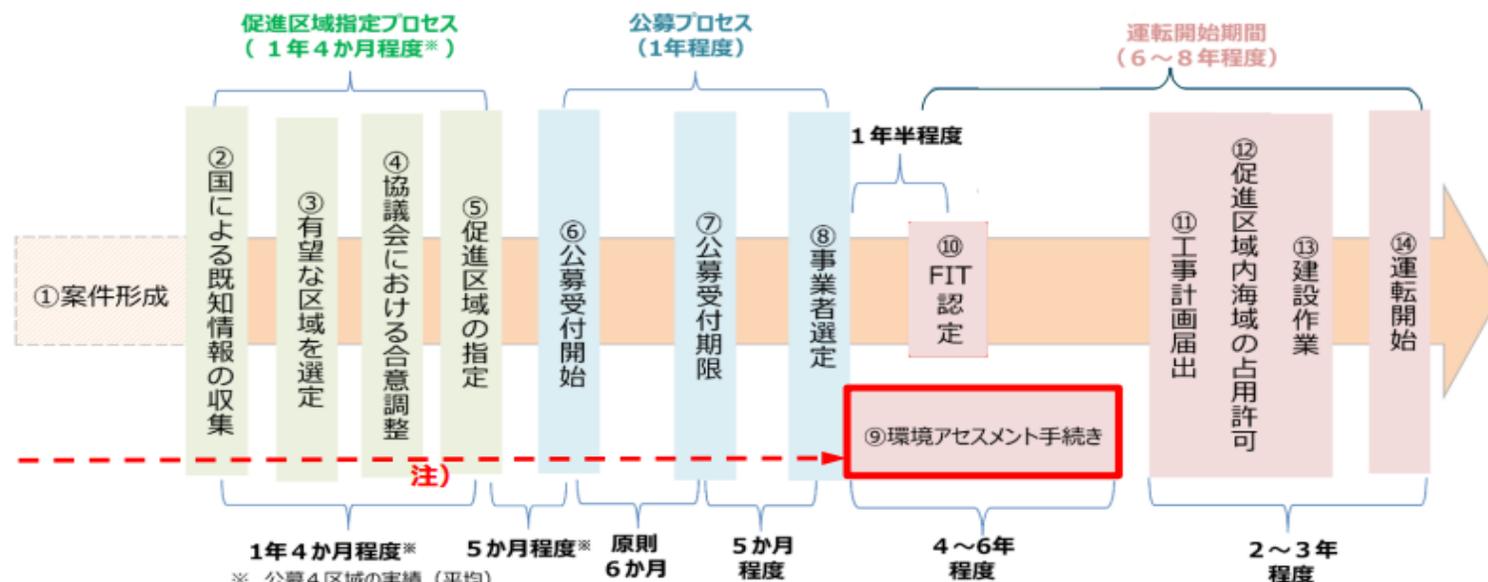


区域名	
事業者選定済	①長崎県五島市沖 (浮体)
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖
	③秋田県由利本荘市沖
	④千葉県銚子市沖
	⑤秋田県八峰町・能代市沖
促進区域	<u>⑥長崎県西海市江島沖</u>
	<u>⑦秋田県男鹿市・湯上市・秋田市沖</u>
	<u>⑧新潟県村上市・胎内市沖</u>
	⑨青森県沖日本海 (北側)
	⑩青森県沖日本海 (南側)
	⑪山形県遊佐町沖
	⑫千葉県いすみ市沖
	<u>⑬千葉県九十九里沖</u>
有望区域	⑭北海道檜山沖
	⑮北海道岩宇・南後志地区沖
	⑯北海道島牧沖
	⑰北海道松前沖
	⑱北海道石狩市沖
	⑲青森県陸奥湾
	⑳岩手県久慈市沖
	㉑千葉県銚子市沖
	㉒千葉県いすみ市沖
一定の準備段階に進んでいる区域	㉓佐賀県唐津市沖
	㉔富山県東部沖
	㉕福井県あわら市沖
	㉖福岡県響灘沖
	㉗佐賀県唐津市沖
	㉘富山県東部沖 (着床・浮体)
	㉙福井県あわら市沖
	㉚福岡県響灘沖
	㉛佐賀県唐津市沖
	㉜富山県東部沖 (着床・浮体)



- 再エネ海域利用法は、国（経済産業省、国土交通省）が、領海内において、洋上風力発電事業が実施可能な促進区域を指定、公募による事業者を選定、長期占用（30年）を可能とする制度。
- 促進区域指定に当たっては、関係者による地域協議会において合意形成が図られている。
- 再エネ海域利用法と環境影響評価法は独立しており、従来からの環境アセスメントの制度が並行して適用される。選定された事業者は、別途、法に基づく環境アセスメントを実施する必要がある。

＜洋上風力発電のスケジュールフロー＞



注) ⑨について、実際には、事業者選定前段階から、初期段階の環境アセスメント手続きを開始する事業者が増加

